

2020年4月8日

伊吹石油ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により生活に影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、政府の【生活不安に対応するための緊急措置】を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客様からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援基金」(※1)の貸付を受けているお客様であって、一時的にガス料金のお支払いが困難なお客様は、当社にお申込みいただいた場合に適用いたします。

2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客様の2020年3月（支払い期限が4月1日以降となるものに限ります）・4月・5月分のガス料金支払い期限日を、それぞれ1カ月間延長致します。

3. 特別措置のお申し出先

【電話番号】 042-554-0755

【受付時間】 [月～土] 午前9時～午後6時

※土・日・祝祭日及び営業時間外は緊急時の受付のみとなります。

【受付開始日】 2020年4月10日（金）

※1 「緊急小口資金」・「総合支援基金」について

詳細は厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認ください。